

Giving Fish and sake in Ancient Japan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18145

日本古代における「魚酒」の提供

梅田康夫

(目次)

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
- 三 天平宝字二年詔と延暦九年太政官符
- 四 「魚酒」禁制の理由
- 五 むすび

一 はじめに

日本古代社会において、「魚酒」を提供することによって、農繁期に一時的な労働力を集める慣行が存在したことは既によく知られているところである。⁽¹⁾ 大山喬平氏はこの慣行を、中世初期の大名田堵の農業経営にみられる雇傭労働の前身をなすものとしてとらえている。⁽²⁾ 大山氏によると、中世村落は、(1)下人・所従等の家内隸属民を私的・人格的に支配し、水利等の村落諸特権を有したうえで安定的・優越的な農業経営を営む名主層と、(2)領主直属地や名耕地の一部を一年契約で散田請作する形で、零細かつ不安定な農業経営を営む散田作人層から主に成っており、雇傭労働の主な担い手は後者の散田作人層であった。そして、名主層による散田作人層に対する支

配は、私的・人格的な主従制的支配と対置される形で、中世村落という一定の領域において実現されるものであり、大山氏はそれを「構成的支配」と呼んでいる。⁽³⁾この「構成的支配」という概念の有効性についてはいろいろと疑問が出されているが⁽⁴⁾、中世社会における雇傭労働の意義、その前提としての私財、貨幣の機能と役割、そしてそれを媒介とした名主層と散田作人層の支配・従属関係を析出した点は、極めて貴重なものであると考える。⁽⁵⁾

本稿では、日本古代社会における「魚酒」の提供という慣行について、以上のような大山氏によって析出された中世社会の雇傭労働との関連を念頭におきつつ、共同体的諸関係がまだ支配的な社会環境の中で、「魚酒」という動産所有を契機にしてどのようにして中世的な隸属関係が形成されていくのか、という視点から、その慣行の内容と意義について分析したい。

- (1) 吉村武彦「初期庄園にみる労働力編成について——東大寺領越中・越前庄園——」（原始古代社会研究会編『原始古代社会研究』I、一八一頁以下）、義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」（井上光貞博士追憶記念会編『古代史論叢』中巻、一二五頁以下）、吉田晶「日本古代村落史序説」一一一頁以下、楠木謙周「日本古代における雇傭関係の歴史的特質——労働史論のために——」（『歴史評論』四二〇号、三一頁以下）、大町健「日本古代の國家と在地首長制」一二四五頁以下、等を参照。
- (2) 「日本中世農村史の研究」一五六・七頁。
- (3) 前掲書五〇頁以下、一四五頁以下、一七三頁以下、等を参照。
- (4) たとえば入間田宣夫「(書評) 大山喬平著『日本中世農村史の研究』」（『史林』六三巻三号、一二九頁以下）の手厳しい批判を参照。
- (5) 中世社会の形成にあたって動産所有が非常に大きな歴史的意義を有したことは、たとえば古代から中世への移行期における社会変革の担い手として戸田芳実氏によつて位置付けられた富豪層という概念に端的に示されている。富豪層は大量の稻穀等を蓄積し、それによって私営田を營み私出舉を適用し、納稅請負行為を通して一般農民層を従属させていく存在として把握された（『日本領主制成立史の研究』一三頁以下）。総じて土地に対する強い国家的規制とともに莊田吸授制が曲がりなりにも機能していた状況下では、土地所有を媒介とした中世の封建的な従属関係の形成はストレートな形では進行しなかつたといえよう。

「」のよつた動産所有を媒介とした從属関係の形成という問題を考えるといふ。遠く離れた古代アイルランドにおける“Giving Stock”⁽²⁾ と “Cattle Loans”⁽³⁾ の慣行が、比較研究のたまごとに貴重な素材になりうるものではないかと思われます。⁽⁴⁾ その實行については、著者 Sir Henry Maine, Lectures on the Early History of Institutions, 1875, pp. 119 ff や、新しくは Gerry Thomas Patterson, Cattle—Lords and Clansmen: Kinship and Rank in Early Ireland, 1991, pp. 119 ff を参照。

11 問題の所在

「魚酒」の提供に関する史料としては、基本的に次の三つのものが挙げられる。

- (a) 「日本書紀」大化二年（六四六）三月甲申条
- (b) 「類聚三代格」延暦九年（七九〇）四月一六日太政官符
- (c) 「日本後紀」弘仁二年（八一）五月甲寅条

「」のうちその内容が最もよくわかるのは(b)であり、これは著名な史料であるが、行論の便宜上もあるので念のため次に全文を掲げる。

〔史料1〕

太政官符

応
禁
断
田夫魚酒
事

右被「右大臣宣」你、奉
勅
凡制「魚酒」之状、頻年行下已訖、如聞、頃者畿内國司不レ過「格旨」、曾
無「禁制」、因茲殷富之人多蓄「魚酒」、既樂「產業之易」就、貧窮之輩僅弁「蔬食」、還憂「播殖之難」成、
是以貧富共競竭、「已家資」喫「彼田夫」、百姓之弊莫甚「於斯」、於「事商量深乖「道理」、宜下仰「所由長官」

嚴加「捉搦」、專當人等親臨「鄉邑」子細檢察上、若有「違犯」者不論「蔭贖」隨「犯決罰、永為「恒例」、不得「阿容」。

延暦九年四月十六日

この内容について、吉田晶氏は注意すべき点として、「第一、農繁期に田夫とよばれる雇傭労働力を使用する」とが、貧富を問わずにに行われていた。第二、雇傭労働力に対する報酬は食事であった。第三、この食事の内容は貧富によって差があり、そのことが労働力を集めるうえで大きな意味をもつていた」という三点を挙げている。⁽¹⁾また、大町健氏はその内容を、「(1)播殖にあたって、田夫に「魚酒」を供していること、(2)その準備によつて「播殖」が左右されること、(3)「殷富之人」は、田夫を集め、「貧窮之輩」は、田夫を集められないこと、(4)家資をつくして田夫に「魚酒」を供するために弊害が多いこと、(5)それゆえに禁止すること」の五点にまとめている。⁽²⁾

「魚酒」についての理解の相違を別にすれば、史料の解釈自体には兩者にそれほど大きな隔たりがあるわけではない。しかしながら、「魚酒」の提供という行為について、その本質的な性質と意義をどのように把握するかということになると、かなり見解は異なる。吉田氏は、「魚酒」の提供を雇傭労働力に対する報酬とみており、それは共同体内の個別經營によつて行なわれたと考えている。これに対して大町氏は、古代において労働の対価として支払われるものは米を中心とした「食」であり、酒を中心とした「魚酒」は祭祀と結びついた特殊な食であつて、労働の報酬・対価とするとはできないと考えている。したがつて、「魚酒」の提供は共同体成員の各個別經營を主体として行なわれたのではなく、それは共同体的な関係の下でなされた行為とされる。

」のように、「魚酒」の提供を個別經營による労働力の雇傭との関係でとらえる見解と、共同体的な相互依存関係を背景にしてとらえる見解が存在している。吉村武彦⁽³⁾、義江彰夫⁽⁴⁾、赤石一紀氏⁽⁵⁾等が、それぞれ論拠は異なるが、共同体的関係を重視していることは、後者の見解の方がより優勢なかもしれない。しかしながら問題は、農繁

期における「魚酒」の提供というこの慣行が、律令国家によつて禁制の対象とされていることである。櫛木謙周氏が「魚酒の提供が共同体的互助行為そのものであるとすれば、律令国家がなぜそれを禁じなければならなかつたのか疑問が残る」と述べているように、⁽⁶⁾ それは本来の共同体的関係がそのまま具現されたものとみることはできぬであろう。また他方で、大町健氏は、「個別経営にとって魚酒の提供が労働力を確保するほとんど唯一の手段であつたとする、魚酒の提供の禁止は農民経営を破壊することになり、律令国家の禁令の意図が不明となる」と述べて前者の見解を批判しており、⁽⁷⁾ 「魚酒」の提供の禁止が農業経営一般に適用されたとは思われない。いずれにせよ、いずれの見解にとつても、律令国家は「魚酒」の提供をどういう理由で禁制の対象としなければならなかつたのか、という点が明らかにされる必要がある。その点が具体的に解明されてはじめて、「魚酒」の提供といふ慣行の本質や意義も明確になるであろう。この点について吉田晶氏は、「国家が、右のような慣行の禁止を一貫して行つてゐるのは、この慣行のもとで農民層の私富が浪費され、国家的収奪に支障を生ずることを危懼したからである」と述べている。⁽⁸⁾ しかし、「国家的収奪に支障を生ずる」ということは少なくとも史料上の表現には表れていないし、そもそも「魚酒」がそれ自体として国家的収奪の対象品目とされていたわけではないであろう。もし何らかの関連があつたとしても、はたして国家的収奪に直接に影響を及ぼすほどのものであつたか疑わしい。また大町健氏は、「延暦九年太政官符等の「魚酒」の禁制の意図は、個別経営を圧迫・破壊するに至つてゐる村落首長の労働力徴発を規制する点にあつたと考えられる」と述べている。⁽⁹⁾ 大町氏によれば、禁制の狙いは村落首長すなわち「殷富之輩」の「魚酒」提供を押さええることにあるとさるが、しかしながら、禁止されたのは「殷富之輩」の「魚酒」提供だけではなく、「貧窮之輩」の「魚酒」の提供を含めて、貧富を問わず「魚酒」の提供が一般的に禁止されているのである。「殷富之輩」の「魚酒」提供と「貧窮之輩」のそれとを、異なる性格のものと捉えることはできないであろう。

「このように、「魚酒」の提供が禁止される意図や理由について從来それほど詳細な説明がなされているわけではなく、その説明もかなり抽象的・一般的なものであるし、しかもそれだけで十分に納得しうるような性格のものとはいえない。そこでこの点を中心考察することになるが、その前にその準備作業として、延暦九年太政官符による「魚酒」の禁制は、その他の禁酒令全体のなかでどのように位置付けられるのか、という点をまず明らかにしておこう。

- (1) 前掲書一一四頁。
- (2) 前掲書一四六頁。
- (3) 前掲論文一八一頁以下。
- (4) 前掲論文一二五頁以下。
- (5) 「日本古代の親族構造」一〇〇・一頁。
- (6) 前掲論文三二頁。
- (7) 「律令法と在地首長制」(『歴史学研究』一九八〇年一月別冊特集、四三頁)。
- (8) 前掲書一一八頁。
- (9) 前掲書一五三頁。

三 天平宝字二年詔と延暦九年太政官符

前述した〔史料1〕の延暦九年太政官符の冒頭部分には、「凡制ニ魚酒ニ之状、頻年行下已訖」(傍線部①)とあり、魚酒に関する禁制が連年のように出されていたことがわかる。正史には、旱魃に際し降雨を祈つて赦や賑給等を行なうとともに、禁酒を命じた記事がみられる。⁽¹⁾また、次に掲げる史料は、「続日本紀」天平宝字二年(七五八)二月壬戌条の記事であるが、ここでは醉乱による鬭争を防ぎ風俗を正すために禁酒が命じられている。

〔史料2〕

詔曰、隨レ時立レ制、有レ國通規、議レ代行レ權、昔王彝訓、頃者、民間宴集、動有レ違愆^(一)、或同惡相聚、濫非^(二)聖化^(三)、或醉亂無レ節、便致^(四)鬭爭^(五)、據^(六)理論^(七)之、甚乖^(八)道理^(九)、自^(十)今已後、王公已下、除^(十一)供祭療患^(十二)以外、不得^(十三)飲酒^(十四)、其朋友寮屬、內外親情、至於暇景^(十五)、應^(十六)相追訪^(十七)者、先申^(十八)官司^(十九)、然後聽^(二十)集、如有^(二十一)犯者^(二十二)、五位已上停^(二十三)一年封祿^(二十四)、六位已下解^(二十五)見任^(二十六)、已外決杖八十^(二十七)、冀將淳^(二十八)風俗^(二十九)、能成^(三十)人善^(三十一)、習^(三十二)札於未^(三十三)識^(三十四)、防^(三十五)亂於未然^(三十六)也、

「」これら^(一)の禁酒令は、発布された理由や目的が〔史料1〕の場合とそれぞれ異なつていて、しかしながら飲酒に関する禁令という点では同じ性格を有していたと思われる。したがつて、〔史料1〕の「制^(二)魚酒^(三)」之状^(四)といふ表現は、これらの禁酒令を念頭に置いたものであろう。次に掲げるのは、「類聚三代格」卷一六、天長元年(八二四)五月五日太政官符である。

〔史料3〕

太政官符

應^(一)下不^(二)修^(三)溝池^(四)農人決杖八十^(五)上事

右得^(一)和泉国解^(二)你、檢^(三)案内^(四)、太政官去延暦十九年九月十六日下^(五)五畿内七道諸國^(六)符你、右大臣宣、奉^(七)勅、富^(八)国安^(九)民是帰^(十)良田^(十一)、良田之開實在^(十二)溝池^(十三)、如^(十四)聞、溝池不^(十五)修田疇荒廢、宜^(十六)特立^(十七)條例^(十八)以懲^(十九)違犯^(二十)上者、諸國承知存^(二十一)意修理、惣^(二十二)計池堰^(二十三)載^(二十四)朝集帳^(二十五)每年言上、遷替國司據^(二十六)帳檢^(二十七)實、如有^(二十八)闕怠^(二十九)、仍停^(三十)解由^(三十一)者、此則為^(三十二)國吏立^(三十三)格不^(三十四)責^(三十五)農民^(三十六)、今用^(三十七)水之家不^(三十八)勤^(三十九)溝池^(四十)、或憑^(四十)位蔭^(四十)狎^(四十)慢國郡^(四十)、或挾^(四十)奸偽^(四十)不^(四十)事^(四十)當作^(四十)、田穀焦萎職此之由、望請、准^(四十)禁酒格^(四十)、不^(四十)論^(四十)蔭賤^(四十)決^(四十)杖八十^(四十)者、右大臣宣、奉^(四十)勅、國家豐阜、農務為^(四十)本、溝池不^(四十)當、何期^(四十)順成^(四十)、宜^(四十)令下^(四十)諸國^(四十)、一同行^(四十)之、但位蔭之輩依^(四十)法曉^(四十)贖^(四十)

者、仍須下其贋物者銅代収レ稻、國司檢納便宛中修「營溝池」料上、檢察如レ法不レ得」寬容、

天長元年五月五日

これまで溝池の修理については国司の責任をもっぱら追及していたのが、この格によつて農民に対し刑事責任を問うことになった。ここで注意すべきは、違犯農民に対する刑罰が、傍線部⁽¹⁾にあるように「禁酒格」に準じて「蔭贋」を問わず「杖八十」とされていることである。もしこの「禁酒格」が「史料1」の延暦九年太政官符のみをさすとすれば、そこでは傍線部⁽¹⁾からわかるように刑罰については単に「隨⁽²⁾犯決罰」とのみあるだけで、その種類や重さについての表現はないので、「杖八十」ということは明示されないはずである。「史料3」の天長元年（八二四）太政官符にみえる「杖八十」は、「史料1」の傍線部⁽¹⁾にみえる「杖八十」を受けたものと思われる。そして、「不⁽³⁾論⁽⁴⁾蔭贋」の部分は、「史料1」の当該部分の表現を受けたものであろう。「蔭贋」とは、蔭によって実刑を免れ贖を許される特典のことをいい、名例律⁽⁵⁾議請減条や名例律五位以上妾等⁽⁶⁾にその規定がある。それによると、七位・歛六等以上の者の父母・妻子や五位以上の者の妾は、贖を許された。ただし、ここでは内容的に理解すると、「蔭贋」とは「蔭」と「贖」の両者を意味しており、吉田晶氏が述べるよう、「蔭位」と「贖罪」をさしていると解すべきであろう。

このように、「史料3」において「禁酒格」と称されているものの中には、「史料1」の延暦九年太政官符だけではなく、「史料2」の天平宝字一年詔も含められていたと考えられる。というより、「禁酒格」を代表するものはむしろ天平宝字一年詔であった可能性が高い。天平宝字一年詔は正史である『続日本紀』に載録されているのに対し、延暦九年太政官符の記事は『続日本紀』に見出せない。⁽³⁾これは天平宝字一年詔が当時においては、少なくとも延暦九年太政官符よりはより重要と考えられていたことを意味するであろう。

また、「史料5」として後掲する『類聚三才格』卷一九、昌泰三年（九〇〇）四月二十五日太政官符の冒頭部分に、

「右群飲之制其來尚矣、自天平寶字二年¹至干寛平五年²、數度相重、炯誠分明」（傍線部）とあり、天平寶字二年詔が禁酒令の最初のものとして位置づけられ、一つの基準とされていたことがわかる。³天平寶字二年詔の發布が農作業の開始される二月末であり、そして、「朋友寮屬、内外親情」の往来を問題にしていることからすると、延暦九年太政官符で禁止されているような「魚酒」の提供が、表面上にははつきりとあらわれていないにもかかわらず、天平寶字二年詔においてもやはりそれがその規制対象の一つと考えられていたのかもしれない。しかしながら、天平寶字二年詔の場合、規制の目的は延暦九年太政官符のように限定されたものに留まるのではなく、もつとより一般的に社会秩序を維持するために、官人と農民とを問わず「民間宴集」を禁じているのである。

以上のような点からいって、天平寶字二年詔こそが禁酒に関する最も重要な基本法令であつたといえよう。ここで注意しなければならないことは、天平寶字二年詔はより一般的に禁酒を命じたものであるが、しかしながらそれにもかかわらず、すべての飲酒がこれによつて禁じられたのではないということである。傍線部⁴からわかるように、「供祭療患」については除外されたのである。すなわち、祭祀にともなう飲酒や医療行為としての飲酒は禁じられていないのである。

ここで特に問題になるのは、前者の祭祀にともなう飲酒である。次に掲げるのは、「類聚三代格」卷一九、貞觀八年（八六六）正月二三日太政官符である。

〔史料4〕
太政官符

「禁」制諸司諸院諸家所々之人燒尾荒鎮又責レ人求レ飲及臨時群飲一事
右撰格所起請你、去天平寶字二年二月廿日 勅書你、隨レ時立レ制、有レ國通規、議レ代行レ權昔王彝訓、頃者民間宴集動有「違愆」、或同惡相聚、濫非「聖化」、或醉亂無レ節、便致「鬭爭」、撻レ理論レ之、甚乖「道理」、

自今以後、王公以下、除「供レ祭療」患之外不レ得レ飲レ酒、其朋友僚屬内外親情、至「於暇景」応「相追訪」者、先申「官司」、然後聽レ集、如有レ犯者五位以上停「一年封錄」、六位以下解「却見任」、已外決「杖八十一」、冀將下淳「風俗」能成「人善」、習「札於未」識防「中乱於未上」者、而今綸綺出後年代久遠、有司解体棄而不行、因「茲諸司諸院諸家所々之人、新拜「官職」初就「進仕」之時、一號「荒鎮」一称「燒尾」、自此之外責人求「飲臨時群飲等之類、積習為「常、醉亂無」度、主人每有「竭」財之憂」、賓客會無「利」身之害」、若期約相違、終至「凌轢」、當設不「具、定為「罵辱」、非「啻爭論之崩牙」、誠作「鬪亂之淵源」、望請、準「拋勅文」、嚴加「禁止」者、右大臣宣、奉「勒、依「請、但雖「聽」集者「不」當過「十人」、又不「得」飲酒過差至「於鬭爭」、若有「違者、親王以下五位以上並奪「食封位錄」、自外如「前格」、若容隱不「糺、同處此科」、但可「聽」之色具存「別式」、

禁制諸家并諸人祓除神宴之日諸衛府舍人及放縱之輩求「酒食」責「被物」上事

右同前起請你、諸家諸人至「于六月十一月」必有「祓除神宴事」、絃歌醉舞、欲「悅」神靈、⁽⁺⁾而諸衛府舍人并放縱之輩、不「緣」主招、好備「賓位」、侵「幕」入突「門」自臻、初來之時似「愛」酒食、臨「將」帰却更「責」被物、其求不「給、忿詰罵辱、或亦託「神言」咀、恐「喝」主人、如「是」遷逐、年惟新、推「彼意況」不「異」群盜、豪貴之家尚無「相憚」、何況於「无勢無告」之輩哉、是而不「糺」、何云「國憲」、望請、嚴仰「所司」一切禁遏者、同宣、奉「勒、依「請、若有「犯者不「論」蔭贖、坐從「髡鉗」、但五位以上及六位以下把笏者「如」上條、又知見不「糺」之人必將「科」違勅罪」、如力不「堪」相捉者、須下錄「其名」進中所司上、以前條事、具「件」如「右、

貞觀八年正月廿三日

この太政官符は一条からなつております、事書からもわかるように、第一条は諸司諸院諸家等の「焼尾荒鎮」と称

する官職就任祝いの酒宴やその他の「臨時群飲」についての規制であり、第二条は諸家諸人の「祓除神宴」に際しての規制である。第一条では、それらの饗宴について撰格所起請は天平宝字二年詔にしたがつてその禁止を求めたのであるが、必ずしも全面的な禁止には至らなかつたようで、傍線部(ト)からわかるように十人を越えるような酒宴や闘争に至るような過度の飲酒が厳しく禁じられている。また第二条では、神宴そのものは禁じられておらず、規制の対象とされたのは傍線部(ト)にあらわれているように、招きもされないのに賓客の席についたり、幕や門から押入つたり、あるいは来るなり酒食を貰つたり、帰参にあたつて被物を要求する、といったような諸衛府舎人や放縱之輩の横暴きわまりない振る舞いであった。

このようにこの段階では酒宴は全面的に禁止されておらず、特に神宴のような祭祀にともなう飲酒自体はおよそ禁制の対象外であつたことがわかる。次に掲げる『類聚三代格』卷一九、昌泰三年(九〇〇)四月二十五日の太政官符はそのことをより明瞭に示している。

〔史料5〕

太政官符

応重禁^(ト)断諸司諸家所々人等饗宴群飲及諸祭使等饗一事

右群飲之制其來尚矣、自天平宝字二年至于寛平五年、數度相重、炯誠分明、燒尾荒鎮及近衛官人祭使之饗等亦立二科條、皆隨二禁止、而今違犯之輩流弊成風、不知嚴霜之可<レ>肅、還忘薄冰之既危、遂使<レ>責求不<レ>休浮競弥倍、抨<レ>一官者自為<レ>生計之難、奉<レ>一祭者永招<レ>宿負之累、又飲宴之興非<レ>唯快醉<レ>、仮<レ>名坐隱<レ>誠以<レ>裸錢<レ>、寄<レ>樂舞狂<レ>要在<レ>被物<レ>、單貧之士無<レ>力<レ>相叶<レ>、視如<レ>仇讐<レ>、交作<レ>胡越<レ>、加以響饌所<レ>用不<レ>限<レ>涯際<レ>、盤中之盛高過<レ>數寸<レ>、俎上之設豐盈<レ>方丈<レ>、然而坏酌如<レ>雨、無<レ>意<レ>下<レ>箸、淵醉之後徒以乘<レ>之、如<レ>此之費何益<レ>主客<レ>、斯乃法官緩而不<レ>糺、人俗習而無<レ>畏之所<レ>致也、左大臣宣、

奉レ勅、宜三重改張懲其奔放、但至祭使者是在神事、專以禁之、人情不樂、默而縱之、奢淫尤甚、今須三酒食之備、憲從二僕約、其裝束給祿者別立二式例、自外陪從官人裝束、及例宿所途中臨時之祿、帰レ家之夕纏頭等類、自今以後、一切禁斷、若有犯者、主人解却見任、其無官者追放本所、永不叙用、至于賓客貫首者、解却見任、追放本所、有司見知容隱不糺又與同罪、但諸衛長官帶參議已上者、触レ事若可レ勸賛士卒者特聽三臨時賜二簪祿、

昌泰三年四月廿五日

傍線部(ア)からわかるように、神事に際しての飲酒を全く禁止すれば「人情不樂」、また黙認すれば「奢淫尤甚」ので、「惣從二僕約」ことを命じたのである。すなわち祭祀に関連する飲酒は全面的に禁止されることなく、それは天平宝字二年詔よりこの時期に至るまで一貫した現象であったといつてよいであろう。

ところで周知のことく、儀制令には春時祭田条という条文があり、そこには在地において催される「郷飲酒礼」という、中国から取り入れた祭祀についての規定がある。延暦九年太政官符によつて禁止された「魚酒」の提供に共同体的な関係を認める見解は、多かれ少なかれ「魚酒」の提供という慣行とこの「郷飲酒礼」との結び付きを想定しており、とくに義江彰夫氏は両者の同一性について明確に論じている。⁽⁵⁾しかしながら、「社神」の前で「社主」によつて催される「郷飲酒礼」は、祭祀にともなう飲酒として天平宝字二年詔によつて規制の対象外とされており、それは延暦九年太政官符においても同様であつたと考えられる。そもそも「郷飲酒礼」においては「酒肴」は「公膳」、古記の注釈によれば「郷家備設」のものを提供するのであり、延暦九年太政官符の「魚酒」の提供を行なつてゐるのであり、これはあくまでも私的な行為であろう。また、その目的も、延暦九年太政官符の「魚酒」の提供が農業労働力の獲得を目的としているのに對し、「郷飲酒礼」は基本的には「尊長養老之道」

についての教化を目的とし、あるいは古記所引一云には「國家法」の告知とすることが挙げられている。いずれにせよ、延暦九年太政官符の「魚酒」の提供と儀制令春時祭田条の「郷飲酒礼」とは、その目的も性格も全く異なる別個のものといわざるを得ない。ほぼ同一の時期に宴会における飲酒行為があつたとしても、その趣旨、目的、性格が異なるのであれば、それを同一視することはできないであろう。

以上、延暦九年太政官符を禁酒令全体との係わりでどのように位置付けるのか、という点を中心に考察を加えた。その結果、禁酒令としては延暦九年太政官符よりも天平宝字二年詔の方がより重要な基本法令であり、また「郷飲酒礼」のような祭祀にともなう飲酒は一貫して禁酒令の対象外であったことについて述べた。

(1) 「続日本紀」養老六年(七二二)七月丙子条、同天平四年(七三三)七月丙午条、同天平九年(七三七)五月壬辰条。

(2) 前掲書一一八頁。

(3) もつとも天平宝字二年詔は「類聚三代格」に見出せないようであるが、しかし「類聚三代格」には欠失部分が若干あるので、それが本当に「類聚三代格」に採録されなかつたのか否かはわからぬ。なお、本文中に後掲する〔史料4〕の「類聚三代格」卷一九、貞觀八年(八六六)正月三日太政官符には、天平宝字二年詔がそのまま引用されている。

(4) なお、「類聚三代格」卷一〇、貞觀一六年(八七四)九月一四日太政官符では、諸衛府舍人等や放縱之輩が酒食や被物を強要する行為に関して、貞觀八年格では「髡鉗」とされていたのを改めて、衛府舍人等は「解却」、それ以外は天平宝字二年詔によつて「杖八十」とされている。衛府舍人以外の者の処罰について、天平宝字二年詔が援用されていることは、天平宝字二年詔が禁酒に関する基本法令であつたことを示すものであろう。

(5) 前掲論文一一五頁以下。

四 「魚酒」禁制の理由

さて、「魚酒」の提供による労働力の確保を律令国家は何故禁止したかということであるが、この点について考

えるとき、この禁令が時期的には三、四、五月の播種・田植えの時期に発布されていることにまず注目しなければならない。農繁期としては当然に秋の稻刈りの時期にも多量の労働力を要したと思われるが、それにもかかわらずこのような禁令が発布された形跡は全くなない。この点について吉田晶氏は、「そのことは、田植時の禁制を準用する建前であったことによるが、収穫的には順次に刈り取ればよいということから、それに集中的に労働力を必要とはしなかつたという事情も考えられる」と述べている。⁽¹⁾ 収穫時に「魚酒」の提供によって労働力を確保することが禁止されていたと吉田氏は考へているのかどうかはつきりしないが、吉田氏も指摘している次の「延喜式」卷五〇、雜式の規定によつて、稻刈り時に人を雇うことが認められていたことは明らかである。

凡百姓被レ雇刈レ稻之日、不得二率人拾レ穗、

この規定の趣旨については、荒木敏夫氏によつて詳しく考察されているが、⁽²⁾ ここではこの規定によつて禁止されたのは稻刈りに直接従事しなかつた人の落穂拾いであり、雇われて稻を刈つた百姓の落穂拾いは許されていたことだけを確認しておこう。いずれにせよ、この場合に前提としての百姓を雇うという行為は、稻刈り時ににおいては全く禁制の対象外とされていたのである。雇うという行為であるからには当然に何らかの対価的なものの支給が考えられるのであり、それが「魚酒」の提供であつたことは十分にあり得る。

ちなみに、吉田氏は収穫の時期のズレについて述べているが、これは田植えについてもいえることであり、収穫にのみみられる現象とはいえない。現に吉田氏自身が、稻には早稻・中稻・晚稻の三種があつて、地域によって農繁期にズレのあることについて述べている。⁽³⁾ 同一地域内における時期のズレについてもし論じたとしても、その事情に関してもやはり田植えにしろ稻刈りにしろ同じことがいえるはずである。であるとすれば、稻刈り時には百姓の雇傭が認められていたのに対し、播種・田植え時には「魚酒」の提供による労働力の確保が禁止された、という差異をもたらした事情はもっと別の点に求められなければならないであろう。

次に掲げる天平宝字二年（七五八）正月一二日の「越前国坂井郡司解」は、⁽⁴⁾ 坂井郡大領品治部君広耳が寄進した墾田一〇〇町を中心にして形成された、東大寺の初期莊園である鯖田國富莊に関する史料として著名なものである。

〔史料6〕

越前国坂井郡司解 申ニ請裁一事

不レ堪レ進ニ上地子ニ事

右、被^レ去天平宝字元年九月十四日符^レ你、寺家所^レ進墾田一百町之地子進上者、謹依^ニ符旨^一可^レ進、雖^レ然、以^ニ同年四月廿日^一所^レ進、此以^ニ同年潤八月廿日^一寺使所^レ遣^ニ子細^一、校^ニ寺家田^一定畢^ニ、今當田貴賤^ニ、元春三箇月之間、苗子下共競作為^ニ常、而所^レ進田一百町、此者苗子下畢、過^ニ競作時^ニ後進、亦寺財校治賜時後、以^レ是元年之地子所^レ進不^レ堪、望請、始^ニ当年^ニ將^レ進^ニ地子^一、仍具注^レ状、謹請^レ裁進上、謹解^ニ

天平宝字二年正月十二日大領外正六位上品治部君「広耳」

「依^ニ上件状^一、所^レ申合^レ理、仍不^レ進^ニ去歳地子^一之状、更以^ニ正月廿九日^一付^ニ国史生安刀男足^ニ下告^ニ」

次官高麗臣「大山」

判官 河内恵師「祖足」

上野君「真人」

主典 萩井連「根道」

品治部君広耳は、墾田を東大寺に寄進した天平宝字元年（七五七）分の地子進上の免除を願い出たのであるが、傍線部⁽⁴⁾は品治部君広耳がその理由として述べたものである。この理由は東大寺によつて正当なものとされて、広耳の願いは受け入れられたようである。それがどうして理由として通用したのかという点について、従来は、広耳と農民の間に賃租関係が存在し、しかも広耳は春の耕作以前に借地料ともいえる賃価を受け取っていたから

と考えられていたが、しかし最近になつて、「苗子」の元本である種子料を広耳自身が出資したことによるという、新しい解釈もあらわれている。⁽⁵⁾

はたしてそのような解釈が成立し得るのか少々疑問ではあるが⁽⁶⁾、それはともかくここで注意したいのは、理由を述べた部分の中の「今當田貴賤、元春三箇月之間、苗子下共競作為常」という表現である。この表現については、荒木敏夫氏によつて、「耕地をめぐる耕作の競合状態」が示されていること、そしてそのような状態は「耕種」によってその地の⁽⁷⁾同益權が確保されるがゆえに他者との競い合いが生じること⁽⁸⁾から惹起することが明らかにされている。広耳の墾田の場合においては、「競作」は時期的にみて田植えより前の段階で生起したものと考えられている。ただし、荒木氏も指摘するように、田令集解在外諸司条の古記は「種」の内容として本田への田植えを想定している。一般的には、耕起から播種、そして田植えの段階に至る過程における、耕地の占有をめぐる競合状態の存在が考え得る。

吉村武彦氏はこのような競合状態と農繁期の雇傭問題との関連を指摘し、「競作」とは、魚酒の史料に現われる「共競竭⁽⁹⁾己家資」とも時期ばかりではなく、内容的に関わってくると思われる」と述べる。何故に「魚酒」の提供による労働力の確保が秋の収穫時には禁止されず、春の播種・田植え時には禁止されたのかという問題は、この吉村氏が指摘するような点から理解されねばならないと考える。春の播種・田植え時において、ある耕地に對して「耕種」を最初に行なつた者がその耕地の占有権を得、その収穫を手に入れることができるとすれば、各経営主体は春にできるだけ多数の労働力を早く集めようとし、そのために「魚酒」の提供によつて経営主体の外部からも労働力を確保しようとする。ここにおいて各経営主体の優劣がはつきりとあらわれ、財力をもつて多数の労働力を確保した者は、より広い耕地面積を占有し多量の収穫を得ることができた。そしてさらにかくして蓄積された動産を翌年の春に、より拡大された形で農業經營に投入することによつて、富の蓄積の循環運動はます

ます顕著になり、経営主体間の優劣はさらに拡大することになる。

以上のように、春における「魚酒」の提供のみが禁制の対象とされたのは、それが「耕種」を通して耕地の占有と結びついていたからにほかならない。秋の収穫時においては占有は確定してしまっており、そのような問題は発生しない。「耕種」による耕地の占有が各経営主体の独自の労働力によって実現されている限り、各経営主体の規模による格差はあっても、律令国家が禁止しなければならないような弊害はまだあらわれてはいなかつたであろう。しかしながら、「魚酒」の提供という手段によって、各経営主体の内部だけではなく、その外部にまで労働力の確保を求めるような傾向が強くなれば、かつての共同体的な秩序は動搖し、成員間の階層分解が急激に進むことになる。律令国家はそれを防ぐために、「魚酒」の提供を禁止したといえる。

以上のように「魚酒」の提供の禁止の理由を考えるならば、それを基本的に共同体の相互依存的な性格のものと捉える見解に従うことはできない。そのような共同体の場で行なわれる祭祀にともなう飲酒行為は、禁制の枠外にあつたと思われる。延暦九年太政官符によつて禁止されている「魚酒」の提供は、あくまでも個別経営によつて私的な形で行なわれる性格のものであつたといえよう。

ところで、前稿において述べたように⁽¹⁰⁾、「耕種」によつて耕地の占有が決定される方式は、大化前代においては耕地に対しても一般的に通用したとしても、班田收授制が成立し田地の帰属関係が法的なレヴェルにおいても明確になつた段階においては、口分田等については「耕種」より以前にまず国家による田主権の認定が必要であつた。「耕種」による占有の決定は、大土地所有下の借耕関係や公田の賃租等の局面においてみられる現象であつたと考えられる。大土地所有下の借耕関係としては、寺田や墾田の賃租のほか、職分田や位田の賃租等が考え得る。これらの田地の耕當は、自家の労働力による場合や、国司の職分田のように事力を使うことが認められている場合を除けば、その多くが賃租によつてなされたと思われる。次に掲げるのは「類聚三才格」卷一五、寛平八年（八

九六）四月二日の太政官符である。

〔史料7〕

太政官符

応レ禁ニ正五位已上私當田一事

右如レ聞、權貴之家乘レ勢挾レ威、称ニ庄家之側近、則妨ニ平民之田地、或売買不レ和点ニ領三四十町、或寄ニ事負累ニ責ニ取五六載券、至ニ于收レ租拒捏不レ輸、賦稅由レ之不入、國司為レ之多レ煩、夫五位已上冠蓋既貴、委寄不レ輕、自有⁽²⁾一代耕之祿、何負ニ載畝之利、仍須下諸宮王臣家及五位已上、除ニ庄田品位職田⁽¹⁾之外、一切不⁽³⁾上⁽⁴⁾聽ニ耕種、仮令百姓完⁽⁵⁾買口分田、五位已上負ニ租職位田⁽⁶⁾者、皆經ニ國郡司ニ依レ法立レ券、徵⁽⁷⁾租之日令⁽⁸⁾有ニ指的⁽⁹⁾、若有ニ乖越⁽¹⁰⁾者、科ニ違勅罪⁽¹¹⁾、庄預等假ニ事本主⁽¹²⁾、濫致ニ違犯⁽¹³⁾者、不レ論ニ蔭贖⁽¹⁴⁾決ニ杖一百⁽¹⁵⁾、國郡阿容處ニ之重科⁽¹⁶⁾、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳民部卿陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、奉⁽¹⁷⁾勅、宣⁽¹⁸⁾依レ件行⁽¹⁹⁾之、

寛平八年四月二日

五位以上の私當田經營を抑止せんとしたのであるが、具体的には諸宮・王臣家および五位以上に対し、庄田・品位職田を除いてその他の田地の耕作を一切禁じたのであった。ここで注意したいのは、傍線部⁽⁷⁾にあるように、賃租に際しての立券手続に対する違犯が特に指摘されていることである。百姓が口分田を売買する場合や、五位以上の者が職位田を賃租する場合等については、国郡司を経て立券手続をとらねばならないのであるが、おそらくそれに対する違犯がかなり存在したのであろう。その場合、「經ニ所部官司⁽²⁰⁾申牒、然後許」という田令賃租条の規定は全く無視されることになる。このような立券手續がとられない賃租においては、賃租契約の成立は当事者相互の合意のみにかかるっていた。そして、賃租の対象となる田地の規模がかなり大きいときは、借田者を特定す

ることなく田主の側であらかじめ包括的に賃租經營を行なう旨を表明し、その經營を誰かに委ねるという場合もあり得た。そのような場合、ある借田者が現実にどの田地を借田して耕作するかという問題は、意思表示の先行を欠落したままに、直接に事実の世界、すなわち借田者の行動の中で決定される。その行動とは、要するに「耕種」である。特定の田地に最初に「耕種」を行なった者が、その田地の一年間の耕作権を得て借田者となるのである。

ここで再び〔史料1〕の延暦九年太政官符に立ち返つてみたい。そこには傍線部(b)にあるように、特に畿内国司における「魚酒」の禁制に対する違犯が指摘されている。この点は従来あまり注意されていないが、「魚酒」の提供という問題は畿内において特に顕著だったようである。それはおそらく、大土地所有下の借耕関係が、勿論畿内だけに限定されないにしても、畿内においては特に頻繁に存在したことによるものではなかろうか。畿内には大寺院の經營する寺田も多く存在したであろうし、また規模の大きい太政官職分田は基本的に畿内あるいはその周辺に設置されており⁽¹²⁾、位田の半分は畿内に設置されることになつてゐる⁽¹³⁾。このような大土地所有の存在が、その借耕関係における「耕種」による土地占有の決定、「魚酒」の提供による「耕種」の実施に結び付いていったのではないかと考えられる。

もつとも「耕種」による土地占有の決定は、大土地所有下の借耕関係においてだけではなく、公田賃租のような場合にもみられたであろう。無主田である公田は国司の管理下にあるが、借田者の決定は「耕種」の事実によつてなされたのではないかと推量される。公田賃租は勿論畿内に限らず全国的に行なわれる性質のものであるから、その意味では「魚酒」の提供の禁止はやはり一応全国的に適用されるべきものといえる。冒頭に掲げた(c)『日本後紀』弘仁二年(八一)五月甲寅条の記事においては、魚酒の禁制は国司一般を対象にして発せられている。したがつて、魚酒の禁制は全國をあくまでも対象にして発せられたものであるが、その中でも特に畿内が中心的

な対象として意識されているのは、畿内においては寺院や貴族等の大土地所有が特に多く存在したためと思われる。

以上、日本古代における「魚酒」の提供について、律令国家が何故それを禁止したのかという点の検討を通じて、その慣行の内容と意義を解明せんと試みた。その結果、(1)「魚酒」の提供は、大土地所有下の借耕関係や公田賃租において、「耕種」の事実によつて耕地占有が決定されることから、個別経営の外部からも労働力を確保せんとして行なわれた慣行であること、(2)そのような耕地占有の拡大を目的とした個別経営による「魚酒」の提供は、共同体的関係の下で祭祀にともなつて行なわれる飲酒行為と異なつて、個別経営の優劣を明確にし、また共同体成員間の格差を拡大することによって、共同体的秩序に大きな動搖を与えるので律令国家はそれを禁止したこと、について述べてきた。

- (1) 前掲書一「八・九頁。
- (2) 「平安時代の落穂拾い慣行と稲刈り労働」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』二六二頁以下)。
- (3) 前掲書二「六・七頁。
- (4) 『大日本古文書』(編年文書)四、二五七・八頁、『寧樂遺文』中巻七〇八・九頁。
- (5) 坂江涉「土地所有と律令國家」(『日本史研究』三三一号、八頁以下)。
- (6) 坂江氏は広耳自身が種子料を出資したとする点について直接の史料的根拠を挙げているわけではなく、單に在外諸司職分田の規定から間接的に推量しているにすぎない。坂江氏は古記の注釈を手掛かりに、田主と耕作者が一致しないという点において、在外諸司職分田と広耳の墾田の場合と同一とする(前掲論文一二頁)。しかしながら、官人に給されていわば無償労働を行なう事力によつて耕作される在外諸司職分田と、貨租經營を行なう広耳の墾田を同一視するには無理であり、前者において在外諸司官人が種子料を投下するのは当然としても、そのことから後者においても田主である広耳が種子料を投下したと推定することはできないであろう。さらにいえば、坂江氏はこの種子料を広耳が私出舉として投下したとするが(前掲論文一三頁以下)、しかし「當田貴賤」の「賤」に対してはわからないではないとしても、「貴」に対しても必ず私出舉はなされたのであろうか。借田する者が自前で種子料を用意する場合も当然あり得たであろうし、むしろそれが原則ではないかと思われる。

る。少なくともこの史料においては、「當田貴賤」が「苗子」を下したとしか述べられていないのである。

いずれにせよこの坂江氏の解釈にしろ、また從来の理解にしろ、あまりにも技術的にすぎる感を否めない。この解においては從来よりも注意されていないようであるが、しかし理由を述べた最後に、「亦寺財校治賜時後」という表現がある。この表現については從来あまり注意されていないようである。寺がその寄進された墾田を「寺財」として調査の上登録したのは、その墾田を実際に耕作する「貴賤」が「苗子」を下し終えた後であった。というような趣旨のことを述べんとしたものと思われる。傍線部(4)からわかるように、寄進がされたのは天平宝字元年(七五七)四月二〇日であり、派遣された寺使が寺家田として校定したのは同年八月二〇日である。それはその年の年、「耕種」の時期より後であった。理由を述べた最後の言葉「すなわち過競作時後進亦寺財校治賜時後」というのは、まさにそのことを表現したにすぎないのである。よく取り上げられる田令在外諸司条の規定等にも示されているように、「耕種」を平穏な状態の下で行なった者は、その後の田の帰属の変更にもかかわらず、その年の収穫権を得るという慣行が當時一般に存在したようである。広耳がその年の地子を免除されたのは、まさにその慣行に従つてである。寄進以前に東大寺以外の者が「耕種」を行なった場合、その収穫に対して東大寺は何の要求もなし得ないのである。「耕種」が田主である広耳自身によつて行なわれようと、あるいは賃租による借田者によつて行なわれようと変わりはない。まして賃租の代価の支払いが春か秋かということや、種子料を調達したのは誰かということは、地子の免除とは全く関係しない。要するに、その墾田が東大寺に帰属する以前に、東大寺以外の者が「耕種」を行なつたという事実のみが重要なのである。

(7) 「8・9世紀の在地社会の構造と人民——律令制下の土地占有の具体化によせて——」(『歴史学研究』一九七四年一二月別

冊特集、三七頁)。

(8) 前掲「8・9世紀の在地社会の構造と人民」三四四頁。

(9) 前掲論文一八三頁。

(10) 「畿田について」(瀧川政次郎博士米寿記念論集「律令制の諸問題」九四頁以下。)

(11) 当時において売買という語は永売と賃租の二重の意味を有しており、口分田の永売は禁止されているので、この売買は一年間の賃租を意味していると思われる。

(12) 竹内理三編「土地制度史」I(体系日本史叢書6)、七二頁。

(13) 同右、七三頁。

五 むすび

「魚酒」の提供を禁じた最後の法令は、冒頭に掲げた(c)『日本後紀』弘仁二年（八一）五月甲寅条所載の勅である。これ以降この種の法令が発布された形跡は、残された史料の範囲ではみあたらないようである。この弘仁二年勅には、「農人喫魚酒」、禁制惟久、而国司寛縱、無_レ情_一糾斷_一とある。「魚酒」の禁制は、すでにほどんど形骸化していたのであろう。そこで「使」を派遣し、「魚酒」を提供した者の身を禁じ、決罰することを勅は命じているが、このようなことのために特に使者を派遣することはあまり現実的とはいえず、おそらくこの措置は實際には実行されなかつたのではないかと思われる。

かくして国家的規制を脱した「魚酒」の提供は、富豪層への土地占有の集積を実現し、また私出舉や私當田經營とあいまつて富豪層の動産的富を増大させていったものと思われる。その結果、各個別經營の格差は拡大し、從来の共同体的な秩序も大きく動搖し、その崩壊の過程を早めたことであろう。ここにおいて雇う者と雇われる者の二極分解が始まり、固定化していく。大山喬平氏が述べているように、『新猿樂記』にみえる「五月男女」を雇用する大名田堵田中豊益の姿は、当時における雇用労働の一般的な存在を示すものであろう。⁽²⁾

ただし、雇用労働とはいっても、勿論それは自立した両当事者間における自由な契約関係に基づくようなものではありえない。雇う者と雇われる者との間に、人格的な隸屬關係、従属的な紐帶ができるあがることは容易に想像される。『日本靈異記』中巻、第三二に、「寺の息利の酒を貸り用ひて、償は不して死にて、牛と作りて役はれ、償を償ふ縁」という説話がある。⁽³⁾それによると聖武天皇の時代に紀伊の國の薬王寺で使役されていた牛が、擅越の岡田村主石人の夢にあらわれて、自分は寺の薬分の酒一斗を借用して償わないままに死んでしまつたので、牛

となつて八年間使役されることになった、と訴えたそうである。雜令公私以財物条に、債務の弁済が「家資」をもつても満たされない場合、労働でもつて債務を償う「役身折酬」という有名な規定がある。さきの説話の内容はこの「役身折酬」に対応するものといつてよいであろうが、ここで注目したいのはその債務を構成するものが酒とされている点である。そのことは、「日本靈異記」が成立したとされる平安初期の在地社会において、酒が重要な品物として取り扱われ、酒を媒介として従属関係が発生したことと、何がしかの関連があるのでないかと想像させる。

当初の予定より大きく後退して、日本古代に限定した上で推論ばかりの非常に軽少なものになってしまった。ともあれ岩佐先生の御健康と益々の御活躍を心よりお祈り申し上げ擇筆する。

(1) 寛弘九年(一二〇二)正月三日付の、和泉国が諸郡司に宛てたとされる国符案(「平安遺文」四六二号)に、「浮浪之者適有「其心」、則依「無」作手「不」レ便「寄作」、富豪之輩素有「領田」」とある。この「富豪之輩」の「領田」は、少し後のところで「既謂「公田」、何有「私領」」とされているところからすると公田に存在していたようである。このような公田を対象とした富豪層の土地集積は、一つには「魚酒」の提供を通して実現されていったのではないかと思われる。

(2)

前掲書一五六頁。

(3) 日本古典文学大系「日本靈異記」二七一页以下。なお、この説話についての最近の研究に、当時の在地における村落と寺院の状況を示しているという点から詳細な分析を加えた、太田愛之「古代村落の再編——『日本靈異記』の説話にみえる村落の構造モデル——」(「日本史研究」三七二号、一頁以下)がある。

[追記] 校正の段階において、最近この問題について関口裕子氏が論じていることを知った(「日本古代婚姻史の研究」下、二六六頁以下)。参照頂ければ幸いである。